

札幌圏都市計画用途地域の変更（石狩市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域 (小計)	約 198ha 約 431ha 約 629ha	6/10 以下 8/10 以下	4/10 以下 5/10 以下	1.0m 1.0m	—	10m 10m	7.1% 15.5% 22.6%
第二種低層住居専用地域	約 73ha	8/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	2.6%
第一種中高層住居専用地域	約 152ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	5.5%
第二種中高層住居専用地域	約 107ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.8%
第一種住居地域	約 73ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.6%
第二種住居地域	約 32ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	1.1%
準住居地域	約 26ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.9%
近隣商業地域	約 61ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.2%
商業地域	約 19ha	40/10 以下	—	—	—	—	0.7%
準工業地域	約 567ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	20.4%
工業地域	約 306ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	11.0%
工業専用地域	約 741ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.6%
合計	約 2,786ha						100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画の指定状況と港湾としての土地利用状況の乖離を解消し、適切な土地利用が図られるよう区域区分の変更に併せて用途地域の変更を行う。